

番 号 : 140256

国 名 : マラウイ

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境保全第二課

案件名 : シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト (普及戦略)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 普及戦略
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年6月中旬から2015年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 8.00M/M、合計 8.30M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
4日	240日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 28点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	農業・自然資源管理技術普及に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示を求

められます。

6. 業務の背景

マラウイの森林面積の減少は顕著であり、1990年には国土の38%（4.2百万ha）が森林に覆われていたのに対し、2005年には30.7%（3.4百万ha）まで減少している。特に、マラウイ湖の南端から南部に流下するシレ川の中流域における森林資源は、近接する同国最大の商業都市ブランタイヤ市の人口増加に伴う薪の採取等の理由により急激に減少しており、同地域の土地の保水能力の減少、土壌流出・地力の低下による農業生産性の低下などを引き起こしている。また、シレ川に大量の土砂が流入することで、同国の94%の発電量を賄うシレ川水系にある水力発電施設の発電能力低下や下流部における洪水の増加といった事態も引き起こしている。

このような背景の下、世銀が2012年6月に融資を承諾した「シレ川流域管理プログラム」において、シレ川流域を関係者で協働管理する枠組みの確立や、劣化した土壌や森林資源を回復するための流域保全活動などを柱とした取組みを開始するなど、近年、シレ川流域におけるドナーやNGOによる協力が活発化している。JICAは、2007年11月から2012年11月にかけて、技術協力プロジェクト「シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト」（以下、COVAMS）を実施した。同プロジェクトでは、COVAMSアプローチ（住民のニーズに基づく特定の研修分野につき多くの住民を対象に住民の居住する場所で研修を行う技術普及手法）を通じて、シレ川中流域の244村、3万を超える世帯に対して短期間で広範囲に土壌保全や植林技術（以下、COVAMS技術）の研修を実施した結果、研修に参加した多くの農民がその技術を各自の農地に適用し、土壌保全や収量に対する効果が確認されている。これを受けて、対象地域をさらに拡大して土壌保全技術を普及しつつ、COVAMSアプローチによる土壌保全活動の定量的効果と広域展開に際しての優位性などを検証の上、これまでの協力をより広範な地域に拡大することを目的として「シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）がマラウイ政府から要請された。

本プロジェクトは、シレ川中流域の4県（ブランタイヤ県、ネノ県、バラカ県、ムワンザ県）において、COVAMSアプローチによる農民の活動を通じた流域保全計画の策定、県レベルの職員及び普及員の事業実施能力の向上、COVAMS技術の有効性に関する定量的検証、及び県流域保全計画並びにCOVAMSアプローチの潜在的効果についての政府・ドナー等関係者との情報共有への支援を行うことにより、プロジェクト対象県における流域保全活動の制度化を支援し、もって流域保全活動の普及に寄与するものである。

カウンターパート(C/P)機関は環境・気候変動管理省森林局及びその出先機関である対象4県の営林事務所である。協力期間は2013年4月から2018年3月までの5年間を予定しており、本件専門家以外に、チーフ・アドバイザー/森林資源管理、農村開発、業務調整の3名の長期専門家が2013年4月から現地（ブランタイヤ）に派遣されて専門家チームを構成している。本件専門家は、本プロジェクトが採用しているCOVAMSアプローチおよびCOVAMS技術を通じた土壌保全活動の制度化に向けて、政府レベルおよび現場レベルでの普及戦略の策定とその実践を行うことを主たる目的としている。本専門家が策定する普及戦略ペーパーに基づき、残りのプロジェクト期間中の普及戦略が実践される予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みを十分理解の上、JICA、専門家チーム及びC/Pと協働で、本プロジェクトが採用しているCOVAMSアプローチおよびCOVAMS技術を通じた土壌保全活動の制度化に向けて、政府レベルおよび現場レベルでの普及戦略の策定とその実践を行うことを主たる目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2014年6月中旬）

- ① 本プロジェクト関係資料（PDM/P0、詳細計画策定調査報告書、進捗報告書等）を確認し、本プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② 上記を踏まえ、普及戦略ペーパーの素案を含むワークプラン（英文）を作成し、JICA地球

環境部に提出・説明の上、内容について打合わせを行う。

(2) 現地派遣期間 (2014年6月下旬～2015年2月下旬)

- ① JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/Pに対しワークプランを基に業務内容を説明、協議し、必要に応じて修正する。また派遣期間中、適宜JICAマラウイ事務所に対して進捗報告を行う。
- ② 本プロジェクト対象地域において専門家チーム、C/P等によるCOVAMSアプローチの実践に協力することにより、COVAMSアプローチおよびCOVAMS技術を十分に理解、習得する。
- ③ COVAMS技術の効果や実践率、及びアプローチの有意性を示す定量的・定性的な情報の収集・整理・分析を行う。
- ④ COVAMS技術の実践率向上を目的とした現場レベルの普及戦略策定に関して、専門家チームおよびC/Pと協働して以下の事項を実施する。
 - (ア) 普及員、対象農家等の関係者に対するインタビュー等を通じて、COVAMS技術の実践率向上に対する障害や課題等を整理する。
 - (イ) 一般広報を含むCOVAMS技術の実践率向上に向けたメディア戦略策定と必要な広報ツール制作を行う。
 - (ウ) 上記に基づきメディア戦略活動を試行し、その評価を行う。
 - (エ) 上記を基に残りの協力期間を対象とした現場レベルの普及戦略ペーパー案(英文)を作成し、専門家チームおよびC/Pとの協議を踏まえて最終化する。
- ⑤ COVAMSアプローチの制度化を目的とした政府レベルの普及戦略策定に関して、専門家チームおよびC/Pと協働して以下の事項を実施する。
 - (ア) C/P職員、県職員、普及員、他ドナー等の関係者に対するインタビュー等を通じて、COVAMSアプローチの制度化に対する障害や課題等を整理する。
 - (イ) COVAMSアプローチの効果や優位性を示す定量的・定性的なデータを整理、分析する。
 - (ウ) COVAMSアプローチの制度化に関係する組織等につきステークホルダー(重要関係者)分析を行う。
 - (エ) 一般広報を含むCOVAMSアプローチの制度化に向けたメディア戦略策定と必要な広報ツール制作を行う。
 - (オ) 上記に基づきメディア戦略活動を試行し、その評価を行う。
 - (カ) 上記を基に残りの協力期間を対象とした政府レベルの普及戦略ペーパー案(英文)を作成し、専門家チームおよびC/Pとの協議を踏まえて最終化する。
- ⑥ 上記業務に付随して専門家チーム・C/P等による定期会議やJCC等の会議、セミナー等に参加し、本プロジェクトを取り巻く環境等につき十分に理解する。
- ⑦ 2014年10月下旬を目途に現地業務の経過につき、JICAマラウイ事務所およびJICA地球環境部に報告する。
- ⑧ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、専門家チーム、C/Pに提出し、報告する。左記報告書には、上記③および④で策定した普及戦略ペーパーを本業務の経験を基に必要なに応じて修正した最終版を添付する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年2月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA地球環境部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、監督職員及び主任監督職員へ提出すること。

- (1) ワークプラン(英文4部: JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)、スケジュール、普及戦略ペーパー素案(叩き台)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文4部: JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P)

記載項目は以下のとおり。また、普及戦略ペーパー最終版を添付する。

- (ア) 業務の具体的内容
- (イ) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

記載項目は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- (ア) 業務の具体的内容
- (イ) 業務の達成状況
- (ウ) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- (エ) プロジェクト実施上での残された課題
- (オ) その他：普及戦略ペーパー最終版（英文）を添付

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田(日本)ーリロングウエ(マラウイ)間のみを計上して下さい。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- (ア) 現地業務日程：現地派遣は2014年6月22日～2015年2月18日を予定していますが、現地の受入状況により数日程度派遣時期が遅れる可能性があります。
- (イ) 本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています）。
 - チーフ・アドバイザー/森林資源管理
 - 農村開発
 - 業務調整
- (ウ) 便宜供与内容：JICAマラウイ事務所もしくは専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - i. 空港送迎：あり
 - ii. 宿舍手配：あり
 - iii. 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（リロングウエからブランタイヤへの移動を含む）
 - iv. 通訳備上：なし
 - v. 現地日程のアレンジ：専門家チームが必要に応じてアレンジします
 - vi. 執務スペースの提供：C/PIにおける執務スペース提供

- (2) 参考資料

- (ア) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000010030.pdf>)
 - 事前評価表(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200067_1_s.pdf)

- (3) その他

- (ア) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- (イ) 本件は、選定にあたって業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
 - 実施時期：5月26日(月)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - 実施方法：

- a) 一人当たりプレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定しています。
 - b) プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」、「提案事項」を説明して下さい。
 - c) 業務従事予定者以外の出席は認めません。
- (ウ) 広報戦略策定に係る業務経験を有することが望ましい。
- (エ) 本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」(※)のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う(右協力の有無による契約金額等の変動はない)。
- ※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。
- 緑の未来協力隊ホームページ：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

以 上